

「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	3
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	4
・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	5
・ 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	7

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、<u>株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)</u>が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>
<p>(発行日取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、<u>クリアリング機構</u>が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>	<p>(発行日取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>
<p>(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)</p> <p>第14条 <u>当日取引、普通取引(立会外分売及び立会外買付を含む。以下この条において同じ。)</u>又は発行日取引における有価証券の売買の委託について、顧客と取引参加者との合意により、<u>株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)</u>の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第9条、第10条第1項から第4項まで又は第12条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(普通取引又は発行日取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、<u>ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第9条、第10条第1項から第4項まで又は第12条第1項の売付有価証券の交付又は買付代</u></p>	<p>第14条 <u>削除</u></p>

金の交付とみなす。

(吸収合併等の場合の決済物件)

第23条 上場会社(取引所に上場されている株券(受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。

付 則

この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。

(吸収合併の場合の決済物件)

第23条 上場会社(取引所に上場されている株券(受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、<u>株式会社日本証券クリアリング機構</u>(以下「<u>クリアリング機構</u>」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p><u>(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)</u></p> <p><u>第19条の2 終値取引の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第1項又は第2項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(同条第1項第2号及び第2項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p><u>2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項又は第2項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。</p>	<p>(終値取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際して別に当取引所が指定する<u>証券取引清算機関</u>が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、<u>株式会社日本証券クリアリング機構</u>(以下「<u>クリアリング機構</u>」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p><u>(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)</u></p> <p><u>第27条の2 相対交渉取引の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第1項又は第2項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(同条第1項第2号及び第2項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p><u>2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項又は第2項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際して別に当取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(DVP決済を利用する場合の受渡し)</p> <p>第5条の2 <u>有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、非清算参加者と指定清算参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、非清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済時限(有価証券の引渡しについては、合意に際して指定清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。</u></p> <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 <u>上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)</u>において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における<u>存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)</u>については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第10条 <u>上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)</u>において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における<u>当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)</u>については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p>

付 則

この改正規定は、平成16年5月6日から施行する

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第4条 規程第10条に規定する当取引所が定める期間は、合併登記日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から当該<u>存続会社又は新設会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する当取引所が定めるものは、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。</p>	<p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第4条 規程第10条に規定する当取引所が定める期間は、合併登記日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から当該<u>上場会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する当取引所が定めるものは、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）とする。</p>